

JAPAN AI サービス利用規約

JAPAN AI 株式会社(以下「JAPAN AI」という。)は、JAPAN AI が開発し運営するシステム及び当該システムに付随する各種サービスを提供するに当たり、システム及びサービスの利用する者(以下「利用者」という。)と JAPAN AI との間の契約関係を定めるものとする。なお、JAPAN AI がシステム及びサービスの提供に際して提示する諸規程は、利用規約の一部を構成するものとする。

第 1 条(目的)

1. 利用規約は、JAPAN AI が利用者に対し、本件システム及び本件サービスを提供するにあたり JAPAN AI と利用者との間の権利義務関係を定めるものである。なお、JAPAN AI が利用者に対し提供することができる本件システム及び本件サービスは次条以降に定めるものとする。
2. JAPAN AI 及び利用者は、取引が相互の信頼にその基礎を置くものであることを認識し、信義誠実の原則に従って、利用規約に規定された各々の義務を履行する。
3. 利用規約は、本件システム及び本件サービスに関して、JAPAN AI と利用者との間で個別に締結する契約(以下「個別契約」という。)につき共通に適用される。ただし、個別契約において利用規約と異なる定め又は特別の定めをした場合は、個別契約が利用規約に優先して適用される。

第 2 条(用語の定義)

次の用語は、次の意味を有する。

- (1) 本契約:利用規約に基づく本件システム及び本件サービスの利用に関する JAPAN AI 及び利用者間の契約をいう。
- (2) 本件システム:JAPAN AI が開発し、運営する、生成 AI サービスを活用した業務効率化の機能(チャットボットサービス、マーケティング支援、営業活動支援、カスタマーサポート支援を含むが、これらに限られない。)を有したシステムをいう。
- (3) リーガルチェックサービス:本件システムを通じて、株式会社 REGAL CORE(以下「REGAL CORE」という。)が法定的見解を提供するサービスをいう。JAPAN AI は、リーガルチェックサービスの運営主体ではなく、REGAL CORE のために代理販売する主体である。
- (4) 本件サービス:第 9 条に定める JAPAN AI が利用者に提供するサービスをいう
- (5) 利用者:利用規約に同意して、本契約又は個別契約に定める本件システム及び本件サービスを利用する当事者をいう。
- (6) 個別ユーザー:利用者が指定する、本件システム又は本件サービスを利用する者をいう。
- (7) 利用者等:利用者及び個別ユーザーの総称をいう。

- (8) データ:電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の方法で作成される記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をいう。
- (9) 本データ:利用者等が、本件システム及び本件サービスを利用する際にアップロードするデータをいう。
- (10) 学習用データセット:本データを本件システム及び本件サービス利用のために整形又は加工したデータをいう。
- (11) 学習用プログラム:学習用データセットを利用して、学習済みモデルを生成するためのプログラムをいう。
- (12) 学習済みモデル:特定の機能を実現するために学習済みパラメータを組み込んだプログラムをいう。
- (13) 学習済みパラメータ:学習用プログラムに学習用データセットを入力した結果生成されたパラメータ(係数)をいう。
- (14) JAPAN AI 既存知的財産権:学習用プログラム、学習済みモデル並びに学習済みパラメータ及び JAPAN AI が従前から保有する知的財産権(ノウハウ、コモンルーチン、モジュール、プログラム、エージェント、プラグイン、プロンプト、スクリプト、イメージ、動画、音声等のデジタルデータ、クリエイティブ等の共通プログラム並びに汎用的に利用できるデータに関する権利を含むがこれらに限られない。)をいう。
- (15) 生成データ:本件システム及び本件サービスを利用して生成されたデータ

第3条(利用規約の変更と適用関係)

1. JAPAN AI は、次の場合に利用者と合意することなく利用規約の内容を変更することができる。
 - (1) 約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. JAPAN AI は、利用規約を変更する場合、変更後の利用規約の効力発生時期及び内容を JAPAN AI のウェブページ上での掲示その他の適切な方法により周知し、又は、利用者に通知する。
3. JAPAN AI による利用規約の変更後の効力発生日以降に、利用者が本件システム及び本件サービスを利用したときは、利用者は、利用規約の変更同意したものとする。

第4条(個別契約)

1. 個別契約は、JAPAN AI と利用者が個別の契約書を締結した時点、又は、利用者が JAPAN AI に対して利用又は発注の意思を証する書面（申込書、電子メール又はその他の電磁的方法を含み、以下、総称して「発注書」という。）を交付し、JAPAN AI がこれに対する承諾の意思を証する書面（電子メール又はその他の電磁的方法を含み、以下、総称して「承諾書」という。）を交付した時点で成立する。
2. 当事者は、前項の定めにかかわらず、利用者が発注書の交付を行った後、JAPAN AI が承諾書を利用者に交付することなく5営業日を経過した場合は、個別契約が成立しないものとする。
3. 個別契約で、本件システム及び本件サービス提供における月額費用、課金形態、手数料等、個別具体的な取引条件は、個別契約において定める。
4. 個別契約は、JAPAN AI と利用者が書面（電子メール又はその他の電磁的方法を含む。以下同様。）で合意した場合に限り、変更することができる。

第5条(再委託)

JAPAN AI は、本件システム及び本件サービスの提供を目的として、自己の判断により本契約及び個別契約で定める業務の全部又は一部を第三者に再委託することができる。なお、この場合、本契約及び個別契約で JAPAN AI が負うのと同等の義務を再委託先に課するものとする。

第6条(登録)

1. 本件システム及び本件サービスの利用希望者は、本件システム及び本件サービスの内容を検討したうえで、自らの責任により、利用規約に同意し、JAPAN AI に対し申込書を通知しなければならない。
2. 申込書の通知は必ず本件システム及び本件サービスの利用希望者自身が行わなければならない、原則として代理人による申込書の通知はすることができない。また、利用希望者は、申込書の通知にあたり、真実、正確かつ最新の情報を JAPAN AI に提供しなければならない。
3. JAPAN AI は、JAPAN AI が定める基準に従って、利用希望者の利用登録の可否を判断し、利用登録を認める場合にはその旨を利用希望者に通知するものとする。この場合、利用者としての利用登録は当該通知を JAPAN AI が発した時点で完了したものとする。
4. 前項に定める利用登録の完了時に、利用規約に同意したものとみなし、諸規定に従った本契約が利用者と JAPAN AI の間に成立し、利用者は本件システム及び本件サービスを JAPAN AI の定める方法で利用することができる。
5. JAPAN AI は、利用希望者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、利用登録を拒否することがある。なお、JAPAN AI が利用登録を拒否することによって、利用希望者に損害等が発生しても、JAPAN AI は一切の責任を負わないものとする。

- (1) 利用規約に違反するおそれがあると JAPAN AI が判断した場合
 - (2) JAPAN AI に提供された登録情報(第 7 条に定義)の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (3) 過去に本件サービスの利用の登録を取り消された者である場合
 - (4) 反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者及びこれらと密接な関係を有する者を意味します)である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていると JAPAN AI が判断した場合
 - (5) その他、JAPAN AI が登録を適当でないと判断した場合
6. JAPAN AI は、本件システム及び本件サービスの利用希望者から申込書の通知があった場合、当該利用希望者の審査を実施する。なお、審査の結果、JAPAN AI が承諾の意思表示を当該利用希望者に通知した時点で本契約は成立したものとす。
 7. 前項に定める本契約成立後に、利用者は本件システム及び本件サービスを JAPAN AI の定める方法で利用することができる。

第 7 条(利用者の登録情報の変更)

1. 利用者は、本件システム及び本件サービス申込書の通知時に JAPAN AI に対し提出した情報(以下「登録情報」という。)に変更がある場合には、JAPAN AI に対して直ちに変更内容を通知する。
2. 利用者が登録情報の変更を適切に JAPAN AI へ通知しなかった場合、JAPAN AI は、利用規約に基づく契約を解除することができる。JAPAN AI は、利用者へ当該解除について、説明義務、損害賠償義務、金銭返還義務その他一切の義務を負わない。

第 8 条(本件システムにおける利用許諾)

1. JAPAN AI は、第 6 条の定めにより本契約が成立した利用者に対し、利用規約の有効期間中、利用者が申込書又は個別契約で希望する本件システムを JAPAN AI の定める条件に従い非独占的に利用することを許諾する。
2. JAPAN AI は、自らが本件システムを利用する権利及び第三者に対して本件システム及び本件サービスの利用を許諾する権利を留保する。
3. 利用者は、JAPAN AI が本件システム及び本件サービスに関して、第 2 項に定める利用権以外の利用権及び著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権(以下「知的財産権」という。)を付与、移転及び譲渡するものではないことを確認する。

4. 利用者は、本件システム及び本件サービスに関する知的財産権は、全て JAPAN AI 又は JAPAN AI にライセンスを許諾している第三者に帰属することを確認する。
5. 利用者は、本件システムを、本契約及び個別契約で定めた目的にのみ使用することができ、JAPAN AI の事前の書面による承諾なくその他の目的で使用しない。
6. 利用者及び利用希望者は、利用規約に同意することを条件に、JAPAN AI に対しトライアルの申し込みを行い、JAPAN AI がこれを承諾することにより、JAPAN AI が定める範囲において本件システム及び本件サービスを利用することができる。

第9条(本件サービス)

1. 利用者は、利用規約の有効期間中、次の各号のサービスの提供を受けることができる。サービスの詳細は、個別契約の内容によって決定する。
 - (1) 本件システムの利用許諾
 - (2) 本件システムに関するコンサルティング業務
 - (3) 本件システムに関する導入支援業務
 - (4) 本件システムのカスタマイズ業務
 - (5) 本件システムの開発業務
 - (6) 本件システム及び本件サービスに係る追加オプション設定
 - (7) リーガルチェックサービスの提供業務
 - (8) 前各号に付随する業務
2. 本件システム及び本件サービスは、その一部において OpenAI を始めとした第三者が広く一般に提供する AI を組み込んで利用しているものの、この第三者の AI 開発の学習、改善にデータを利用させるものではない。
3. JAPAN AI は、利用者による本件システム及び本件サービスの利用するに際して使ったデータを学習用データとして使用することができ、JAPAN AI が提供する本件システム又は本件サービスの AI 開発の学習、改善に利用することができる。ただし、個別契約の内容によって、これを禁止したときはこの限りでない。
4. JAPAN AI 及び利用者は、JAPAN AI が提供した本件サービスについて、利用権のみの付与であることを確認し、知的財産権は第13条の定めに従うものとする。
5. 本件サービスに係る対価及びその支払方法は、申込書又は個別契約に定めるものとする。

第10条(再許諾の禁止等)

1. 利用者は、申込書又は個別契約で別段の定めがある場合を除き、本件システムの利用について利用規約に基づき許諾された権利を、第三者に対し再許諾せず、また、第三者に利用させない。
2. 利用者が本件システムを申込書又は個別契約に基づき第三者に再許諾又は利用させた場合、利用規約の適用上当該第三者の行為は利用者の行為とみなし、利用者は、JAPAN AI に対し当該第三者の行為につき一切の責任を負担するとともに当該第三者の使用に係る利用料金を支払い、また、JAPAN AI が当該第三者の行為に基づき被った一切の損害(弁護士費用を含む。)を賠償する。

第 11 条(ID・パスワード)

1. JAPAN AI は利用者等に対して、本件システムにおける管理画面(以下「管理画面」という。)にアクセスする ID・パスワードを貸与する場合がある。利用者又は個別ユーザーが管理画面にアクセスするにあたり JAPAN AI が発行する ID・パスワードは、JAPAN AI から対象となる利用者等への貸与とし、利用者等は、これらを第三者へ利用させる行為、売買、譲渡、貸与及びその他の処分をしてはならない。
2. 利用者等は、JAPAN AI が貸与する 1 つの ID・パスワードを複数人で共同して利用してはならない。なお、JAPAN AI 所定の計測方法により、1 つの ID・パスワードを複数人で共同して使用していることが確認された場合、利用者は、当該使用人数分の追加料金を支払うものとする。
3. 利用者は、個別ユーザーへ発行されたものを含め、JAPAN AI が貸与する ID・パスワードについて、善良なる管理者の注意をもって厳重に管理、保管し、又、個別ユーザーに同等の義務を課すものとし、利用者は、利用上の損害(弁護士費用を含む)について一切の責任を負うものとする。
4. JAPAN AI が利用者等に貸与した ID・パスワードに基づいて行なわれた行為については、いかなる理由がある場合でも、利用者が行ったものとみなす。
5. 利用規約に基づく契約の終了その他の事由により本件システム及び本件サービスの利用が不可能となった場合、JAPAN AI が貸与する ID・パスワードについて、利用者は、個別ユーザーのものも含め、これらを削除するものとする。

第 12 条(対価)

1. 本件システム及び本件サービスの対価、トライアル費用、一時費用、その算定方法及び支払方法等は、利用者が希望する利用者の個別ユーザー数及び JAPAN AI が別途定める料金プラン等を基準として、本件システム及び本件サービスの申込書又は個別契約で別途定める。
2. 前項の定めにかかわらず、利用者が、申込書又は個別契約で定める個別ユーザー数を超えた利用人数を利用していたときは、JAPAN AI は、利用者に対し、超過人数分の料金を請求することができるとともに、違約罰として、これとは別に超過した人数分の料金(以下「違約金」という。)を更に

請求することができ、利用者は JAPAN AI に対し速やかに超過人数分の料金及び違約金を支払わなければならない。

3. 利用者は、JAPAN AI が定める方法により JAPAN AI に対して通知し、JAPAN AI がこれを承認することで、料金プランを上位のプランに変更し又は利用者の個別ユーザー数を増やすことができる。かかる変更が承認された日の属する月の利用料金は、変更内容に応じて変動するものとし、かかる利用料金の増額分について日割り計算は行わず、1 カ月未満の利用についても 1 カ月分の利用料金を支払うものとする。なお、銀行振込手数料その他支払に要した費用は利用者の負担とする。
4. 利用者は、申込書又は個別契約で定める本件システム及び本件サービスの利用期間満了 30 日前から利用期間満了日までの間に限り、JAPAN AI が定める方法により JAPAN AI に対して通知し、JAPAN AI がこれを承認することで、当該利用期間の更新後の料金プランを下位のプランに変更し又は利用者の個別ユーザー数を減らすことができる。なお、下位プランへの変更ができないと JAPAN AI が判断する場合、JAPAN AI は、承認しないことができる。
5. 利用者が本条に基づく支払を怠った場合には、利用者は、JAPAN AI に対し、年 14.6%の割合による遅延損害金(1 年を 365 日とする日割計算)を支払わなければならない。

第 13 条(知的財産権)

1. JAPAN AI 既存知的財産権は、JAPAN AI に留保され、本件システム及び本件サービスに関する知的財産権は全て JAPAN AI 又は JAPAN AI にライセンスを許諾している者に帰属する。なお、利用者は、いかなる理由に基づいても JAPAN AI 既存知的財産権は、JAPAN AI に帰属すること、本件システム及び本件サービスに関する知的財産権の有効性並びに本件システム及び本件サービスの知的財産権が JAPAN AI 又は JAPAN AI にライセンスを許諾している者に帰属することを争わない。
2. 利用者が従前から有している知的財産権(本件システム及び本件サービスの利用を通じて JAPAN AI に提供する著作物に係る知的財産権を含む。)は、利用者に留保される。
3. 利用者は、本件システム及び本件サービスについて、利用規約に定める利用権のみを付与され、本件システム及び本件サービスに関するいかなる知的財産権の移転又は譲渡も受けない。
4. 利用者は、本件システム及び本件サービスの全部又は一部につき複製、改変、逆アセンブル、逆コンパイル、クローリング、スクレイピング及びリバースエンジニアリングその他 JAPAN AI 又は JAPAN AI にライセンスを許諾している者の知的財産権その他の権利を侵害する行為をしてはならない。
5. 利用者等が本件システム又は本件サービスを利用するにあたり、利用者等が提供するデータ又はそれに基づく本データ(以下、総称して「利用者提供データ等」という。)をもとに派生させた生成デ

ータの知的財産権は、利用者等に帰属するものとし、利用者等は、当該生成データを自らの責任と判断において利用する。

第 14 条(利用者の義務及び責任)

1. 利用者は、JAPAN AI に対し、本件システム及び本件サービスの利用に係る利用者提供データ等を JAPAN AI に提供等することについて、正当な権限があることを保証する。
2. 利用者は、利用者提供データ等が第三者の権利及び利益を侵害していないことを保証する。
3. 利用者は、本件システム及び本件サービスの利用に伴い、JAPAN AI の責に帰すべからざる事由で第三者に対して損害を与えた場合又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理又は解決しなければならない。利用者が本件システム及び本件サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とする。
4. 本件システム及び本件サービスは、利用者の責任で利用するものであり、JAPAN AI はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わない。
5. 利用者は、自己の責任と費用において、JAPAN AI が定める条件で利用者の設備を手配し、利用者の設備その他の本件システム及び本件サービス利用のための環境を維持しなければならない。
6. 利用者は、本件サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して利用者設備をインターネット等に接続しなければならない。
7. 利用者は、本件システム及び本件サービスを介して送受信したデータを利用する際は、内容の真実性、合法性、安全性、適切性、信頼性、最新性、正確性、完成度、有用性、ウイルスの有無などについて利用者自身で判断し、自己の責任においてリスクを負担することに同意の上、利用し、JAPAN AI はそれらによって利用者が損害を被った損害につき、賠償する責任を負わない。
8. 利用者は、自らの費用と責任において、本件システム及び本件サービス内のデータのバックアップをとるものとする。
9. 利用者は、本件システム及び本件サービスに付随して第三者が提供するサービスを利用する場合、自らの責任において当該第三者サービスのアカウントを管理し、JAPAN AI は、アカウントの有効、失効等について責任を負わないものとする。

第 15 条(JAPAN AI の義務及び責任)

1. JAPAN AI は、利用者提供データ等の正確性、完全性、有効性、有用性及び安全性等について、確認及び検証の義務その他の責任を負わない。

2. JAPAN AI は、本件システム及び本件サービス用設備等に障害があることを知ったときは、遅滞なく利用者にその旨を通知する。
3. JAPAN AI は、本件システム及び本件サービス用設備等に障害があることを知ったときは、遅滞なく本件システム及び本件サービス用設備等の修理又は復旧に必要な対応措置を実施するよう努める。なお、データの損壊又は逸失に基づく損害について、たとえその損害の可能性を知らされていた場合であっても JAPAN AI は賠償責任を負わないものとする。
4. JAPAN AI は、本件システム及び本件サービス用設備等によって、利用者のデータが損壊したとしても、データの損壊について損害賠償責任を負わない。
5. 本件システム及び本件サービスに不具合が発生したときは、利用者及び JAPAN AI はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議の上、各自の行うべき対応措置を決定して実施する。

第 16 条(本件システム及び本件サービスの改良又は変更等)

1. 本件システム及び本件サービスは、JAPAN AI の裁量により随時改良又は変更される場合があり、利用者はかかる改良及び変更は一切の異議を申し立てない。JAPAN AI は、この改良又は変更によって利用者に損害が生じたとしても、その損害について責任を負わない。
2. 利用者は、本件システム及び本件サービスの操作を自己責任で行い、本件システム及び本件サービスの操作ミス等により利用者に発生した損害について、JAPAN AI は、この損害について責任を負わない。

第 17 条(本件システム及び本件サービスの停止等)

1. JAPAN AI は、以下のいずれかに該当する場合には、利用者に事前に通知することなく、本件システム及び本件サービスの利用の全部又は一部を停止又は中断することができる。
 - (1) 本件システム又は本件サービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合
 - (2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
 - (3) 火災、停電、疫病又は天災地変などの不可抗力により本件システム又は本件サービスの運営ができなくなった場合
 - (4) その他、JAPAN AI が停止又は中断を必要と判断した場合
2. JAPAN AI は、JAPAN AI の都合により、本件システム又は本件サービスの提供を終了することができる。この場合、JAPAN AI は利用者に事前に通知するものとする。

3. 本条の規定は前条に優先して適用されるものとし、JAPAN AI は、本条に基づき JAPAN AI が行った措置に基づき利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

第 18 条(禁止事項)

1. 利用者は、本件システム及び本件サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはならないものとする。
 - (1) JAPAN AI 又は第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為
 - (2) 法令又は利用者が所属する業界団体の内部規則に違反する行為
 - (3) 本件システム又は本件サービスを改ざんする行為
 - (4) 本件システム又は本件サービスの提供を妨害するおそれのある行為
 - (5) 第三者に対する再販売、使用許諾等その他 ID を貸与する等により本件システム及び本件サービスを利用させる行為
 - (6) JAPAN AI に不利益、損害を与える行為
 - (7) 公序良俗に反する行為
 - (8) JAPAN AI に対する報告事項の虚偽報告
 - (9) JAPAN AI への事前通知なく、本件システム又は本件サービスと同様又は類似のシステム又はサービスを制作又は提供する行為
 - (10) インターネットにおける本件システム又は本件サービスの批判その他本件システム又は本件サービスの信用を失墜、毀損させる行為
 - (11) 他の本件システム又は本件サービスの利用希望者又は利用者の登録情報、認証情報等を不正に利用する行為
 - (12) その他、JAPAN AI が不適切と判断する行為
2. 利用者が前項に定める事項をした場合には、利用者は、JAPAN AI に対し、違約罰として前項に定める事項をした時点から過去 6 カ月の期間内に生じた個別契約の対価相当額を支払う(ただし、前項第 12 号の場合には、違約罰を課すのが合理的と認められるほどの重大な行為に限る。)。また、JAPAN AI がこれを超える損害を生じた場合には、利用者は、JAPAN AI に対し、その損害も支払う。
3. 利用者が第 1 項各号に該当した場合には、JAPAN AI は本契約及び個別契約を解除することができる。

4. 前二項の定めに基づく利用者に対する違約罰及び解除の請求は、第 23 条に定める損害賠償請求を妨げない。

第 19 条(保証の否認及び免責事項)

1. JAPAN AI は、本契約及び個別契約に基づき提供する本件システム及び本件サービスにつき、次の各号に該当するものであることを保証しない。
 - (1) 利用者に対し、本件システム及び本件サービスが特定の機能を有すること並びに本件システム及び本件サービスが利用者の目的に合致するものであること
 - (2) 本件システム及び本件サービスにエラー又はバグがないこと、一時的にも停止することなく、常時問題なく運営されること、本件サービス内にコンピューターウイルスその他の有害なコンピューター・プログラムがないこと及び本項において列挙した事項を完全に確保するためのセキュリティ方法を提供すること
 - (3) 利用者の本件システム及び本件サービスの利用に関連して、本件システム及び本件サービスを通じた業務改善等、本件システム及び本件サービスの利用の効果があること
 - (4) 本件システム又は本件サービスに欠陥が生じた場合に、常に原状のとおり復元又は修復されること
 - (5) 利用者に対し、本件システム及び本件サービスを利用することが、利用者に適用のある法令又は利用者の属する業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査し、JAPAN AI は、利用者による本件システム及び本件サービスの利用が、利用者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合すること
2. JAPAN AI は、JAPAN AI の故意又は重過失がない限り、本契約に定める事項並びに次の各号の他、本件システム及び本件サービスの利用に関して生じるあらゆる損害、責任並びにクレームに関して責任を負わない。ただし、本契約において別段の定めがある場合はこの限りではない。
 - (1) JAPAN AI の責めに帰さない利用者の機器の故障又は損傷に関連して利用者が被った損害
 - (2) 本件サービスの円滑な運営のための管理又は監視する義務
 - (3) 何らかの外的要因による本件システム及び本件サービス内のデータが破損、消失した場合のデータの復旧及び利用者が被った損害
 - (4) JAPAN AI の責めに帰すべからざる事由による本件サービスの提供の中断、停止、利用不能又は変更、利用者の情報の削除又は消失、利用者の登録の取消、その他本件サービスに関連して利用者が被った損害

第 20 条(情報の利用権限)

1. JAPAN AI は、本件システム又は本件サービスを介して JAPAN AI が取得した、利用者に関する情報(個人情報を含む。)を、本件システム又は本件サービスの稼働のチェック、本件システム又は本件サービスの改良、市場分析、新規事業開発又はその他の JAPAN AI の業務に必要な範囲で閲覧及び利用することができ、利用者は、これに同意する。
2. 利用者は、個人情報を利用者に提供する第三者がいる場合は、あらかじめ個人から前項の同意を取得する。

第 21 条(有効期間)

本契約の有効期間は、個別契約の有効期間と同一とする。ただし、当該有効期間満了の 3 カ月前までに JAPAN AI 又は利用者からの終了の通知がなされない限り、本契約はさらに同一条件にて自動更新されるものとし、以後も同様とする。

第 22 条(解除等)

1. JAPAN AI は、利用者に次の各号に掲げる事由の一つが生じたときには、催告を要せず相手方に書面で通知することにより直ちに本契約又は個別契約を将来に向かって解除することができる。
 - (1) 利用契約又は個別契約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 登録情報に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (3) JAPAN AI 及び第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本件システム及び本件サービスを利用した又は利用しようとする場合
 - (4) 支払停止若しくは支払不能となり、又は、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合
 - (5) 振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は電子交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けた場合
 - (6) 仮差押え若しくは仮処分の命令を受け、その効力が 15 日以上継続した場合、又は差押え若しくは競売の申立てを受けた場合
 - (7) 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (8) 解散したとき(合併による場合を除く)、清算開始となったとき、又は事業の全部(実質的に全部の場合を含む)を第三者に譲渡した場合
 - (9) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の処分を受けた場合

- (10) 資産、信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - (11) 利用者自身、利用者の取締役、監査役、従業員その他の構成員、株主、取引先、顧問その他のアドバイザーが反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。)であること、又は、利用者が資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
2. 前項の定めにより、本契約又は個別契約が解除された場合でも、JAPAN AI は、既に実施したサービスに関して利用者から受領した利用料金を返還する必要はない。
 3. 第 1 項の定めにより、利用者は、本契約又は個別契約が解除された場合でも、JAPAN AI に対し、解除された本契約又は個別契約に基づく残期間までの利用料金の支払義務を免れない。
 4. JAPAN AI が自己の裁量により本契約又は個別契約の全部又は一部を解除する場合、JAPAN AI は、利用者に対し 30 日前までに通知することにより、本契約及び個別契約を将来に向かって解除することができる。この場合、JAPAN AI は利用者に対し、利用者の本件システム及び本件サービスの未利用月分の利用料金を返還する。
 5. 利用者に第 1 項各号に掲げる事由の一が発生した場合、利用者の JAPAN AI に対する債務は当然に期限の利益を失い、利用者は直ちに全ての債務を JAPAN AI に弁済しなければならない。
 6. 利用者は本契約及び個別契約の有効期間中、本契約及び個別契約の解除をすることができない。ただし、利用者は、本契約及び個別契約で定める契約期間の残期間分の対価を支払うことにより、いつでも本契約及び個別契約を解除することができる。

第 23 条(損害賠償)

1. 本契約の当事者は、利用規約又は個別契約に違反して相手方に損害を与えた場合には、その損害(弁護士費用を含む。)を賠償する責任を負う。
2. JAPAN AI の損害賠償責任は、直接かつ通常の損害に限り、逸失利益、事業機会の喪失等の間接的な損害は含まず、損害賠償の事由が生じた時点から過去 6 カ月の期間内に利用者から現実に受領した利用料金の総額を上限とする。
3. 本件システム及び本件サービスを提供するために JAPAN AI が他の電気通信事業者その他の第三者から借り受け又は提供を受ける電気通信回線、電気通信設備その他の機器、ソフトウェア又は役務に起因して利用者が本件システム及び本件サービスの利用が不能となった場合、JAPAN AI の利用不能となった利用者全員に対する損害賠償総額は、その電気通信回線等に関し、JAPAN AI が当該電気通信事業者その他の第三者から過去 6 カ月の期間内に受領する損額賠償額を上限とする。なお、損害賠償の対象となる利用者が複数ある場合、JAPAN AI の利用者に対する賠償

金額の合計が JAPAN AI の受領する損害賠償額を超えるときの各利用者への賠償金額は、当社が受領する損害賠償額を各利用者に対し返還すべき額で比例配分した額を上限とする。

第 24 条(不可抗力)

当事者は、自らの合理的な支配の及ばない状況(火事、停電、ハッキング、コンピューターウィルスの侵入、地震、洪水、戦争、疫病、通商停止、ストライキ、暴動、物資及び輸送施設の確保不能、又は政府当局による介入を含むがこれらに限定されない。)により利用規約上の義務(支払期限にある金銭債務は除く。)の履行が遅延した場合、その状態が継続する期間中相手方に対し債務不履行責任を負わない。

第 25 条(秘密保持)

1. JAPAN AI 及び利用者は、本契約及び個別契約に関連して、一方当事者が、相手方より口頭、書面その他の記録媒体等により提供若しくは開示されたか又は知り得た、相手方の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報を秘密情報として取り扱う。ただし、次の情報を除く。
 - (1) 相手方から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は、既に知得していた情報
 - (2) 相手方から提供若しくは開示がなされた後又は知得した後、自己の責に帰せざる事由により刊行物その他により公知となった情報
 - (3) 提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得した情報
 - (4) 秘密情報によることなく単独で開発した情報
 - (5) 相手方から秘密保持の必要な旨書面で確認された情報
2. 本契約又は個別契約の当事者は、秘密情報を本契約又は個別契約の目的のみに利用するとともに、相手方の書面による承諾なしに第三者に相手方の秘密情報を提供、開示又は漏洩しない。
3. 前項の規定にかかわらず、JAPAN AI は、個別契約で特段の定めをしない限り、利用者による本件システム及び本件サービスの利用するに際して使ったデータを学習用データとして使用することができ、JAPAN AI が提供する本件システム又は本件サービスの AI 開発の学習、改善に利用することができる。

4. 第2項の規定にかかわらず、本契約及び個別契約の当事者は、法令又は裁判所若しくは政府機関の命令、要求若しくは要請に基づき、相手方の秘密情報を開示することができる。ただし、当該命令、要求又は要請があった場合、当事者は、合理的に可能な限り速やかにその旨を相手方に通知しなければならない。
5. 本契約の当事者は、秘密情報を記載した書面その他の記録媒体等を複製する場合には、事前に相手方の承諾を得ることとし、複製物については第2項に準じて取り扱う。
6. 本契約の当事者は、本契約の終了時又は相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、相手方の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体及びその全ての複製物を返却又は廃棄する。

第26条(個人情報)

1. JAPAN AI は、利用規約及び個別契約に基づき、以下の各号に記載する目的において、個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定める個人情報をいい、以下同じ。)を取得し、利用する。
 - (1) 利用者に本件システム及び本件サービスを提供するため
 - (2) 本件システム及び本件サービスの利用料金を請求するため
 - (3) 本件システム及び本件サービスの改善及び新サービス並びに新機能の開発のため
 - (4) JAPAN AI の運営する各種サービスの利用規約に違反する態様での利用を防止するため
2. 本契約の当事者は、利用規約に基づく契約に関連して取得した個人情報及び本件システムに含まれる個人情報を、法令に基づき適切に管理する義務を負う。
3. 個人情報の取り扱いに係るその他の定めについては、JAPAN AI のプライバシーポリシーに定めるとおりとする。
4. 利用者は、サービスを用いて個人情報を取得する場合、当該取得及び取得した個人情報の管理について、法令その他の規制を遵守する。
5. 利用者がサービスを利用するにあたり登録する事項に個人情報が含まれ、かつ、当該個人情報の情報主体(登録された個人情報の本人のことをいう)から個人情報保護法上の同意を得る必要がある場合、利用者は、当該個人情報の情報主体から、あらかじめ、サービスに当該個人情報を登録することについて同意を得なければならない。
6. JAPAN AI は、利用者から前項の情報主体からの同意が必要な個人情報を受領する場合、利用者が前項の同意を得ているものとしてこれを取り扱い、利用者はそのことに同意する。

7. JAPAN AI は、本契約の終了時又は利用者から求められた場合には、速やかに取得した個人情報を廃棄する。
8. 利用者が別紙にて定める EU 個人データを取得する場合、別紙に定める特約が適用される。
9. 当事者は、利用者、個別ユーザーの操作履歴、利用履歴、アップロードデータその他個人データに当たらない情報については、前条の秘密保持の規定に沿ってその情報を使用等することができる。

第 27 条(利用者のカード会員データの取扱いについて)

JAPAN AI は、本件システム及び本件サービス提供の過程において、利用者が取り扱うカード会員データ(カード会員番号、有効期限が一体となったデータ)を取得する場合、かつ、利用者が利用する本件システム及び本件サービスにおいて PCIDSS 認証を取得している場合、本件システム及び本件サービスにて提供されるサービス基盤に伝送・処理・保存されることを認識し、本件システム及び本件サービスの提供期間中に登録された利用者のカード会員データを取り扱う環境について、PCIDSS に準じた安全管理措置を講じる。

第 28 条(公表)

JAPAN AI は、自らの宣伝、営業等のために、利用者と取引関係にあることを公表することができ、利用者は、これに同意する。

第 29 条(譲渡禁止)

1. 利用者は、JAPAN AI の書面による事前の同意なくして、本契約及び個別契約上の地位、これらに基づく権利若しくは義務につき、第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をしてはならない。
2. JAPAN AI は、本件システム及び本件サービスにかかる事業を第三者に譲渡した場合、当該事業譲渡に伴い本契約及び個別契約上の地位、これらに基づく権利若しくは義務、利用者の登録情報その他のクライアント情報を事業譲渡の譲受人に譲渡することができ、利用者は、この譲渡につき本項においてあらかじめ同意する。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含む。

第 30 条(反社会的勢力の排除)

1. 本契約の当事者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、総称して「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 本契約及び個別契約の当事者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第 31 条(完全合意)

本契約は、利用規約に含まれる事項に関する JAPAN AI 及び利用者間の完全な合意を構成し、口頭又は書面問わず、当事者間の利用規約に定める事項に関する事前の合意、表明及び了解に優先する。

第 32 条(分離可能性)

本契約又は個別契約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本契約又は個別契約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、本契約の当事者は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとする。

第 33 条(存続規定)

第7条第2項、第10条第2項、第14条第4項、第13条乃至第15条、第16条第2項、第17条第3項、第18条第2項及び第4項、第19条、第22条乃至第24条、第25条第6項、第26条、第27条、第29条、第30条、本条、第34条及び第35条の規定は、利用規約に基づく契約終了後も有効に存続する。ただし、第25条第1項乃至第5項については、利用規約終了後3年間に限り存続するものとする。

第34条(準拠法及び合意管轄)

本契約の準拠法は日本法とし、本契約及び個別契約に関連して生じた紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第35条(協議)

本契約及び個別契約に定めのない事項及び解釈の疑義については、法令の規定並びに慣習に従うほか、JAPAN AI 及び利用者が誠意をもって協議解決を図る。

以上

「JAPAN AI サービス利用規約」

2023年10月24日施行「AI Chat 本番環境利用に関する規約」

2024年3月19日改定

2024年6月18日改訂

2025年4月10日改訂

JAPAN AI 株式会社

別紙

1. 定義

本特約において使用される下記用語はそれぞれ下記に定める意味を有するものとする。

(1)「GDPR」とは、EU 一般データ保護規則 2016/679 (Regulation (EU)2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation))をいう。

(2)「EU 個人データ」とは、GDPR 第 4 条第 1 項にて定義される「個人データ」(personal data)のうち、EEA (GDPR が直接適用される領域である European Economic Area, 欧州経済領域を意味する。以下同じ。)域内の自然人(以下「EU ユーザー」という。)に関するものを意味する。

2. 当事者の義務

(1)本契約の当事者は、GDPR を含め、適用される法域における全てのプライバシー、データセキュリティ及びデータ保護に関する法律、法令、規則を遵守する。

(2)本契約の当事者は、EU 個人データを保護するため GDPR によって求められる適切な技術的及び組織的措置を講じる。

(3)利用者は EU 個人データを取り扱うにあたり、GDPR の要求に従い、事前に JAPANAI が当該データを取得する旨及び当該データの収集目的・用途等必要な情報を明確に EU ユーザーに説明しなければならない。

(4)利用者が EEA 域内から EEA 域外へ EU 個人データを移転する場合、GDPR の要求に従い、事前に EU 個人データの移転に関して必要な情報を明確に EU ユーザーに説明しなければならない。

(5)利用者が前四号の規定に違反して取得した EU 個人データに関し、JAPANAI が監督当局から指摘を受けるなど、対応が必要になった場合、利用者は自らの費用と負担において最大限当該対応に協力するものとし、かつ当該 EU 個人データに関連して JAPANAI に生じた一切の損害を賠償する。

(6)GDPR が改正された場合、EUe プライバシー規則 (EU ePrivacy Regulation) その他適用される法域において新たにプライバシー、データセキュリティ又はデータ保護に関する法律、法令、規則が適用される場合、日本又は EU の公的機関により個人情報保護法又は GDPR に関するガイドラインが公表された場合その他必要な場合、本契約の当事者は、本契約の変更及びプライバシー又はデータ主体か

らの同意の取得方法の変更を含む当該法律、法令、規則を遵守するために必要な措置について対応を協議し、相互に協力する。

以上